**【大阪府歯科保険医協会政策部長談話】**

**公共放送の存立を歪める籾井勝人・ＮＨＫ会長の**

**即時辞任と首相の経営委員任命責任を求める**

ＮＨＫ会長・籾井勝人氏が１月末の就任会見で、日本軍「従軍慰安婦は戦争地域にはどこにでもあった」「政府が右と言うことを左と言うことはできない」などと発言し、世論の厳しい批判を受けて２カ月以上が経過した。国会で「個人的見解だから取り消す」と述べる一方で、その後も「考えは変わっていない」と居直りを続けていることは重大である。４月13日の番組での釈明と謝罪も、就任会見の内容に言及したものではなかった。

　放送法は、第１条で放送の原則として「不偏不党」「真実及び自立」「表現の自由」「健全な民主主義の発達に資する」を上げている。また、第４条で番組の編集にあたっては、政治的に公平であること、意見が対立している問題では、できるだけ多くの角度から論点を明らかにすること、などを求めている。「慰安婦」問題に関する歴史事実を歪曲する籾井氏の発言は、ＮＨＫ会長としての資質が根本から問われるものである。

「政府が右と言うことを左と言うことはできない」などの発言は、戦前の日本放送協会が「大本営発表」を伝達するだけの機関であったことを彷彿とさせ、会長としての見識とともに、公共放送としての存立そのものが問われている。このままでは、集団的自衛権、改憲、秘密保護法、消費税増税、原発、医療・介護など社会保障制度改革の議論などが、ＮＨＫ番組で公平に報じられるか深く危惧される。

　このような人物を会長に選んだ経営委員会の責任が問われるが、経営委員そのものがＮＨＫの「公正」や「不偏不党」の原則に反する発言を行っている。百田尚樹氏は、南京大虐殺や東京裁判を否定する発言を繰り返し、長谷川三千子氏は、1993年10月に朝日新聞社でピストル自殺した右翼運動家を礼賛する追悼文を書いていたことが明らかになっている。こうした人物を経営委員に任命した首相の責任は重大である。経営委員は「公共の福祉に公正な判断をすることができる者」から選ぶとする放送法の規定からいっても、両氏は経営委員としてふさわしくない。

　放送法によって放送が「健全な民主主義の発展に資する」使命を委ねられている根本には、国策を放送し戦争に加担した戦前の反省がある。戦後政治の原点は、侵略戦争への反省を踏まえた日本国憲法であり、公共放送事業体であるＮＨＫは、政府から独立して運営されなければならず、高い公共性が求められている。

　大阪府歯科保険医協会は、命と健康を守る医療人の団体として、再び戦争をする国づくりにつながる動きを断じて許すことはできない。歴史的事実を歪曲し、公権力からの自立する姿勢を欠落させた籾井氏がＮＨＫ会長にふさわしくないことは明らかであり、即時辞任を求めるとともに、歴史の事実を歪める百田、長谷川両氏の罷免を総理大臣に求めるものである。

　2014年４月18日

大阪府歯科保険医協会

政策部長　戸井逸美